

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 大館市プレミアム付商品券発行事業実施規程

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症により、市内経済が深刻な影響を受けていることから、「大館市プレミアム付商品券」を発行し、市内における消費喚起を図ることにより、地域経済の活性化に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、大館市（以下「市」という。）とする。

(事業の実施)

第3条 市は、プレミアム分を付与した商品券を発行するものとし、その発行、販売及び換金等に関する業務は、大館商工会議所（以下「商工会議所」という。）が受託して行うものとする。商工会議所は、当該業務を実施するにあたり、大館北秋商工会（以下「商工会」という。）と相互協力のもと行うものとする。

(商品券の名称)

第4条 本事業において発行する商品券の名称は、「大館市プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）」とする。

(商品券を取扱いてできる事業者)

第5条 商品券を取扱いてできる事業者は、市内の商工業者のうち、会議所又は商工会に申込みをし、登録通知を受けた事業者（以下「取扱店」という。）とする。市内に複数の事業所を有する場合は、事業所毎に承認を受けるものとする。
2 取扱店の登録後、商品券の有効期間が経過するまでの間に脱退する必要がある場合には、取扱店は商工会議所又は商工会へ届け出するものとする。

(商品券の種類)

第6条 商品券の種類は、全ての加盟店で使用できる「共通券」、小売店舗面積が1,000㎡以下の取扱店でのみ使用可能な「一般事業者専用券（以下「一般券」という。）」、飲食店・宿泊・タクシー・運転代行事業者でのみ使用できる「飲食店・宿泊・タクシー・運転代行事業者専用券（以下「飲食店・タクシー券」という。）」の3種類とする。

(商品券の額面及び販売金額)

第7条 商品券の額面は1枚につき1,000円とし、共通券5枚、一般券6枚及び飲食・タクシー券2枚を組み合わせた計13枚で1セットとする。販売価格は1セット10,000円とし、セット単位での販売とする。

(商品券の購入限度)

第8条 商品券の購入限度は、1世帯たり10セットまでとする。

(商品券の発行総額)

第9条 商品券の発行総額は19億5,000万円とする。

(商品券の購入申込み及び販売)

第10条 商品券の購入申込みは、8月14日（金）までに大館市商工課へ郵送で申込みを行うこととする。
2 商品券の販売は、8月28日から9月6日までとする。ただし、状況に応じて、市、商工会議所及び商工会3者による協議のうえ変更することができる。

(商品券の有効期間)

第11条 商品券の有効期間は、令和2年8月28日から令和3年2月28日までとする。

(商品券の販売場所)

第12条 商品券の販売場所は、商工会議所又は商工会の本所若しくは支所の事務所内に設置する。ただし、商工会議所及び商工会は必要に応じて事務所以外の場所に販売所（以下「指定販売所」という。）を設置することができる。

(商品券の販売方法)

第13条 商品券の販売は、商工会議所又は商工会の職員若しくは臨時的な被雇用者（以下「販売従事者」という。）が行う。

(商品券の購入)

第14条 市は、商品券の販売開始前までに、購入申込みのあった者で、要件に該当した者に対し購

入セット数を記載した商品券の引換券を郵送により交付する。不着又は紛失等により引換券が届いていない又は無い旨申し出があった場合、市は、その者に対し、本人確認および交付の事実を記録したうえ、再交付の表示を施した引換券を交付する。

- 2 販売従事者は、引換券を持参したものに対し、引換券を受け取り、商品券を販売するものとする。
- 3 商品券の購入希望枚数が発行数を上回る場合は、市、商工会議所及び商工会 3 者による協議のうえ、追加発行による販売を行うことができる。
- 4 第 11 条に規定する販売期間の終了時において、商品券の購入枚数が発行総額に到達していない場合は、購入要件を変更のうえ、販売を行うことができる。

(商品券の使用可能な範囲)

第 15 条 商品券の使用可能な範囲は、取扱店が取り扱う商品等のうち、下記のものを除くものとする。

- (1) 原材料、機器備品類及び仕入商品等、事業活動に伴い使用するもの
 - (2) 不動産及び自動車等、資産性の高いもの
 - (3) 換金性の高いもの（商品券・ビール券・図書券・切手・プリペイドカード・印紙等）
 - (4) 投機的な性質のもの
 - (5) 公金等公共性の高いもの
 - (6) 上記のほか公序良俗に反する事項に類するもの
- 2 商品券は、額面以上の商品購入又はサービス利用（以下「商品購入等」という。）の場合のみ利用できる。ただし、商品購入等の金額が商品券の額面未満の場合に、その差額請求の権利を商品券利用者が放棄する場合はこの限りではない。

(商品券の払い戻し)

第 16 条 一度販売した商品券は払い戻しすることはできない。

(使用済み商品券の換金)

- 第 17 条 使用済み商品券を換金しようとする取扱店は、別途定める換金請求書に、使用済み商品券を添えて商工会議所又は商工会の事務所に開設された換金窓口へ直接持参し提出するものとする。
- 2 商工会議所又は商工会は、換金請求書を受領した場合、小切手により即日支払うものとする。ただし、1 請求あたりの換金額面が 100 万円以上の場合には、請求書を受領日から起算して 3 営業日以内に支払うものとする。
 - 3 使用済み商品券の換金受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までの間とする。ただし、正午から午後 1 時までの間を除く。
 - 4 使用済み商品券の換金受付期間は、令和 2 年 9 月 8 日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

(使用済み商品券の換金手数料)

第 18 条 使用済み商品券の換金手数料は無料とする。

(取扱店の責務)

- 第 19 条 取扱店は、商品券の利用者から見やすい場所に、商工会議所から交付を受けたステッカーを掲示するものとする。
- 2 取扱店は、商品券の偽造又は不正使用が明らかに判別できる場合には、商品券の利用を拒否するものとする。

(禁止事項)

- 第 20 条 本商品券事業では次の各号に該当する事項を固く禁ずる。
- (1) 第 15 条に規定する商品券の使用可能な範囲を超えた利用
 - (2) 商品券の現金交換
 - (3) 商品券によるつり銭
 - (4) 商品券の再使用

(取扱店の登録取消し)

第 21 条 取扱店が本規程に違反する行為の事実が確認された場合、商工会議所は登録を取り消すことができる。

(その他)

第 22 条 この規程に定めるものの他、必要な事項は市、商工会議所及び商工会 3 者による協議のうえ定める。

附 則

この規程は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。